

令和 3年 5月 27日
水戸地方法務局会計課

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて（お知らせ）

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

当局におきましては、オンライン手続推進の観点から、原則全ての入札について、電子調達システム（政府電子調達：GEPS）による入札手続を行うとともに、契約に当たっては電子契約が可能となっていますので、積極的に御利用ください。

2 電子調達システム（政府電子調達：GEPS）が利用できない場合の書面手続について

(1) 入札手続関係

入札参加に当たり、提出が必要な書類については、押印不要とします。

※ 書類の提出方法その他詳細については、各案件の入札説明書、応募要領等を御確認願います。

(2) 契約手続関係

契約書を除く書類（請書、見積書、請求書、納品書等）について、押印不要とし、電子メール（kaikei_mito_moj_bal@i.moj.go.jp）又はFAX（029-227-9929）による提出も可能とします。

※ 契約書については、会計法令上、押印が義務付けられているため、引き続き押印が必要となります。

(3) 提出書類についての留意事項

押印不要化に当たり、提出書類については、代表者（又は代表者から委任を受けた者）の氏名、担当者の氏名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず記載願います。

※ 確認のため、必要に応じ、当局から連絡させていただく場合があります。

3 実施時期

令和3年6月1日以降の入札・契約手続から実施します。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
水戸地方法務局会計課主計係
電話：029-227-9913